

氏名(国籍)	ちえ 崔	じょん ぎる 鐘 吉	(韓 国)
学位の種類	博 士 (学 術)		
学位記番号	博 甲 第 3577 号		
学位授与年月日	平成 17 年 3 月 25 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	歴史・人類学研究科		
学位論文題目	内務官僚の「中正なる国家」構想 - 治安維持法と労働組合法案を中心に -		
主 査	筑波大学教授	博士(文学)	千 本 秀 樹
副 査	筑波大学教授	文学博士	池 田 元
副 査	筑波大学教授	文学博士	片 岡 一 忠
副 査	筑波大学教授		増 成 隆 士

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、1920年代の治安維持法と労働組合法案の作成過程を通して、「大正官僚」としての内務官僚が「中正なる国家」構想のもとに、「中間派労働組合」を自発的に体制に同化していく政策を推進することによって、天皇制国家の支配秩序を再編しようとしたプロセスを描いたものである。自発的同化の梃となったのが、共同体国家における日常生活共同態への民衆の同一化意識であり、資本主義的な合理性に基づいた労働政策によって中間派労働組合は体制的中间層としての自意識を持つに至ったが、労働組合法案が流産したように「中正なる国家」構想に基づく社会的矛盾の全面解決には至らなかった。その原因は「近代国家」日本の内在的矛盾にあるということ論証しようというものである。

序章「近代国家と国民のあり方」において著者は、戦前の日本資本主義論争と戦後の国民国家論を批判的に検討するなかでみずからの視座を明らかにする。日本資本主義論争における国家論では人間が捨象され、生産力に応じた支配機構としての国家しか存在しない。また丸山真男の国家論は天皇制国家の共同体的側面には目を向けていない。一方で藤田省三は近代日本を政治国家の原理と日常生活共同態と同一化できる共同体国家の原理の二重性としてとらえた。著者はこの立場を出発点としつつ、藤田がその二重性を統一的にとらえておらず、大正官僚の持つ近代合理主義的思考様式と合理的政策に気づいていなかったと批判する。著者は「中正なる国家」構想に基づく内務官僚が伝統的共同体の合理化による再編を通じ、国体を護持するために治安維持法によって階級闘争を全否定し、体制的中间層を育成するために労働組合法案によって「中間派労働組合」を体制内に取り込もうとしたと位置づける。

第一章『大正官僚』における危機意識と『中正なる国家』構想においては内務官僚の思想と政策の論理が明らかにされる。近代教育を受けた彼らは国家学の知識と教養を身につけ、第一次大戦後の社会的変化への欧米諸国の対応から、議会政治や社会民主主義政策による労働大衆の体制内化と、その前提となる徹底的な取締まりを学んだ。前者が普通選挙法と労働組合法案、後者が治安維持法として具体化される。大正官僚は労働問題を資本主義における必然的な問題と認識し、個より全体を重んじる伝統的支配に、西欧的合理主義をあわせた社会政策を打ち出した。労働者には知能の涵養と理性の発達を、資本家には共同経営の精神

の発揮を求めたのである。その国家論的表現が農商務省や協調会に在籍していた永井亨の国体論である。永井は国体を権力論から切り離し、国家を基礎づけているのは共同体国家であるとし、国家権力の仕組みを政体と定義して政治国家と結びつけた。永井が建てようとした君主国体もとの民主政体を、著者は大正官僚の「中正なる国家」、日本的近代国民国家であるとする。

第二章「内務官僚の社会主義と『中間派』認識」では、内務官僚の社会主義者と労働運動に対する認識、関東大震災以降の日本労働総同盟の方向転換について論じられている。内務省警保局は日露戦争以来、社会主義者個人に対する監視と報告を行なってきたが、第一次大戦後、団体を対象とするようになり、社会主義運動と諸社会運動との結合、コミンテルンとの関係などを重視し、総合的監視体制を確立した。監視報告年報の編纂が1923年に内務省社会局に移されると、関心は労働運動と無産政党運動との関係などに変化していく。社会局は総同盟の現実化路線を改良主義への移行と判断し、労働組合を公認して国際労働会議への労働代表選出権を労働組合に委ねることとした。これが中間派労働組合を体制内化する政策であり、総同盟も日常生活共同態へ同一化されざるをえなくなるのである。

第三章「国体護持のための社会主義対策－治安維持法を中心に－」では、治安維持法の成立と3・15事件、その後の治安維持法改正について、内務官僚と司法官僚の国家論の相違が明らかにされる。内務官僚は資本主義の根本たる私有財産制度と伝統的共同体国家の秩序たる国体を等価値のものとしており、制定当時の治安維持法はそれを表現していた。しかし経済界の安定を使命とする田中義一内閣は対外積極政策を取り、そのためにコミンテルンとつながる社会主義者取締まりの強化を迫られた。田中内閣は司法官僚である鈴木喜三郎と山岡萬之助を内相－警保局長とする人事を断行し、3・15事件を実行するとともに、治安維持法の「国体の変革」を死刑罪とする改正を行なったのである。これは司法官僚が国体を共同体秩序による「道徳国家」の根源として認識していたからであるとする。

第四章「内務省社会局の『中間派』政策の失敗－労働組合法案を中心に－」では、労働組合法の社会局案が不成立となる過程を追う。1925年に行政調査会に付議された社会局私案は、資本家団体から厳しい修正要求を受け、骨抜きにされて審議未了となった。その後1929年まで繰り返され審議されるが、ついに成立することはなかった。社会局による政策は、中間派労働組合に体制的中间層として国家に同化していこうとする傾向をもたらしたが、組合員たることを理由に解雇することを実質的に禁ずることができない法律は、労働組合にとって必要なものではなかった。そのような内容でさえ社会局が成立にこだわったのは、同法案が国内問題としてよりもILOへの体面として意識されていたからであるとする。「中正なる国家」構想の内在的矛盾が必然的に表面化したのである。

結章「社会的関係としての個人と国家」では本論文の総括とともに、次の時代との関係、今後の課題が述べられる。「中正なる国家」構想は「国家あつての国民」とする近代国民国家概念の範疇を脱しないものであり、1930年代なかば以降、戦争遂行のための「合理的」な国家総動員ができる統制国家体制へと移行し、国民と国家に不幸をもたらした。「中正なる国家」は中間派労働組合を国民として国家に同化させることはできても、階級対立を解決することはできなかつたとする。

審 査 の 結 果 の 要 旨

これまでの治安維持法や労働組合法案についての研究は、階級闘争とそれへの弾圧あるいは懐柔策、世界情勢と国内情勢への政府の対応策といった視点からしか取りあげられてこなかった。本論文は、藩閥官僚に代わって登場した大正官僚を文官高等試験に合格し、国家学の知識と教養を身につけた者として注目し、彼らが欧米からの影響を受けながら国体論の新解釈まで射程にいれて、「中正なる国家」構想に基づいて、近代国民国家を打ち立てるために治安維持法と労働組合法案を提出したという、1920年代の国家像を大きな

枠組みで捉え直そうという意欲にあふれたスケールの大きい作品である。

本論文の最大の特長は、大正官僚の国家論を代表するものとして、これまで顧みられることのなかった永井亨の国体論を取りあげたことである。国家を基礎づけている共同体国家と国家権力構造としての政治国家を分離したうえで統一的にとらえる国体論、国民国家論は、君主国体もとの民主政体として、天皇機関説ともかわり、象徴天皇制の祖型とも考えられる。日本をそのような国家へ再編して行くために治安維持法や労働組合法が必要であったという視点は斬新である。

日本資本主義論争やそれを批判した丸山真男の国家論を超えるものとして藤田省三の政治国家の原理と共同体国家の原理の二重性という把握のしかたを位置づけ、そこから出発して大正官僚の国家論の具体的政策として治安維持法と労働組合法案を取りあげて分析し、その時期に日本労働総同盟が日常生活共同態へ同一化されざるをえなくなったという指摘も、学界に新知見を加えたというべきであろう。

そのほか、3・15事件と治安維持法の改正のために田中義一内閣が司法官僚の鈴木喜三郎と山岡萬之助を送り込んだことをめぐって司法官僚と内務官僚の国体論の相違を明らかにしたことも興味深い。また労働組合法案の流産の原因が、内務省社会局官僚がILOへの体面を重視したことから骨抜き法案でもなんとか成立させようとして支持を失ったという指摘そのものも重要であるが、そのような社会局の姿勢が大正官僚の国家論に基づくものであるという主張も本論文の論旨を一貫させている。

本論文は読者に、著者に対するさまざまな要求を呼び起こす。大正官僚が新しい国体論を打ちだすに至った主体的契機は何か、司法官僚や経済官僚の国家論はいかなるものか、体制への同化を意識する労働者を中間層と呼べるのか、1930年代の政治システムは「中正なる国家」の延長ではないのか等々。しかしこれらの諸点は本論文の提起が刺戟的であるために読者の思考を導くものであって、著者自身も結章で記しているように、今後の課題であるといえよう。

著者の発想の原点は、巻末に記されているように、近代国家の内在的矛盾を乗り越えるためには、日常生活共同態＝国家への同一化から自由になれる個人を発見する社会論を探ることにある。このような立場から、実証的に事実を積み上げ国家論と社会運動を統一的に表現する作品を書きあげたことは学界に対する大きな貢献であると評価できる。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。